

家畜個体識別システムの構築に係る基本方針

1. 定義

家畜個体識別システムとは、重複することのない生涯唯一の番号で家畜を識別・管理する一連の仕組みをいう。対象家畜は牛とする。

2. 家畜個体識別システム構築の目的

家畜個体識別システムは、以下の効果を目的として構築する。
伝染性疾病発生時の迅速な個体追跡を可能とすること
生産物についての生産情報の提供のための追跡基盤を整備すること
農家等における個体確認を確実かつ簡素化すること
個体識別番号を鍵として個体情報の統合を可能とし、経営の高度化に資すること
改良の精度を向上させること
個体識別を必要とする団体等の業務を効率化し、農家へのサービスを向上すること
個体識別を必要とする制度及び補助事業の適正な執行を確保すること

3. 構築する家畜個体識別システムについての基本的な考え方

すべての牛を対象とする。
重複のない生涯唯一の番号で識別・管理されるシステムとする。
付番された牛は耳標を装着し、個体情報を個体識別全国データベースにて管理する。
耳標の装着及び個体情報の入力には農家が行うことを基本とし、個体識別を伴う既存のシステムにより収集される情報を活用することにより、極力、効率的に行う。
各種団体データベースは、個体識別番号を鍵として必要に応じて個体識別全国データベースと連結することとし、各種団体データベースそのものは従来通り当該業務を行う団体が管理する（分散統合型のデータベース）。
情報の保護の観点から、データの取り扱い及び外部からの侵入防止に十分留意する。
諸外国の事例及び国際的な規則等に留意し、国際的に通用するシステムとする。

4. 構築する家畜個体識別システムの骨子

(1) 個体識別番号

番号は末尾のチェックデジットを含めて 10 桁とする。
付番管理は、独立行政法人家畜改良センターが行う。

(2) 個体識別全国データベース

個体識別全国データベースで管理する個体情報の範囲は、個体識別番号、生年月日、所在地（飼養されている場所等）、性別、品種、父、母、死亡年月日等の基礎情報とする。
個体識別全国データベースは家畜改良センターが管理する。

(3) 耳標装着と出生報告

耳標装着及び出生報告は生産農家を実施することを基本とする。ただし、生産の実態を考慮し、当面、農協等の協力により行うことも可とする。

(4) 所在地等に係る情報

所在地情報については、農家による移動報告に加え、肉用子牛補給金制度への加入情報、肉用牛肥育経営安定対策事業への加入情報、家畜市場情報等の活用により充実させることを検討する。

死亡情報については、と畜場からの報告、出荷者からの報告、格付実施情報（格付結果は含まず）、肉用牛肥育経営安定対策事業の情報等を活用することを検討する。

(5) 個体識別番号及び個体識別全国データベースの利用

農家は、アクセス認証を経て個体識別全国データベースにアクセスし、自己所有牛につき、個体識別番号の下に蓄積された基礎情報を利用できる。

個体情報を必要とする事業を行う団体等は、アクセス認証を経て個体識別全国データベースにアクセスし、対象とする牛について、個体識別番号の下に蓄積された基礎情報を利用できる。

国及び都道府県は、伝染性疾病発生時等には個体識別全国データベースにアクセスし、患畜等の基礎情報を防疫対策に利用できる。

将来は、個体識別を要するすべての補助事業において、個体識別番号を利用する。

5. 実施計画

本家畜個体識別システムの普及・定着には、農家を始め、個体識別を伴う業務を実施している団体等がその目的を十分に理解し、各種事業における従来の個体識別番号及びそれを用いたデータベース等を本家畜個体識別システムに対応するように修正する必要があることから、別紙の実施計画に従い、着実かつ早急に普及・定着を行う。

6. 費用負担

個体識別全国データベースの情報処理システムの構築に係る費用は畜産振興総合対策事業等で対応する。

耳標装着、個体識別全国データベースへの報告及び情報処理システムの維持に係る費用については、個体識別全国データベースの基礎情報及び個体識別番号を活用する団体・生産者等の受益者が応分に負担する。

7. 実施体制

中央協議会は、家畜個体識別システムの構築及び全国的な普及に係る事項につき、幅広く検討を行う。

都道府県が設立する地方協議会は、地域における推進上の課題を整理するとともに、地域に適した実施体制の構築及び農家の指導を行い、家畜個体識別システムを普及させる。

家畜改良センターは、家畜個体識別システムの運営・管理を行うとともに中央協議会構成団体を指導し、都道府県と連携して家畜個体識別システムの普及を推進する。